

あなたの電話機

詐欺対策

していますか？

高齢者をねらった詐欺が
増えてます！



坂町では

防犯機能付き電話機などの

購入費用を一部補助します

実施期間：令和5年10月2日～令和6年2月29日



対象者は？

1. 坂町に住民登録があり、居住している
2. 世帯全員が満65歳以上であること
(当該年度中に満65歳以上になる場合も含む)
3. 世帯全員が町税等を滞納していないこと
4. 暴力団員等ではないこと



補助金額は？

対象機購入費用の2分の1

最大

1万円補助

(100円未満切り捨て)

※ 1世帯につき1台に限ります。

対象外費用

- ・家電量販店などのポイントを使用した場合の当該ポイント相当分
- ・送料・設置手数料
- ・中古品・転売品・附属品の購入費用
- ・表示番号サービスの利用料等



対象の機器は？

**固定電話器または固定電話器に接続する機器で、
次の機能があるものです**

- ◆ 着信時に「通話内容を録音する」ことを自動メッセージで流し、自動的に会話を録音してくれる機能
- ◆ 特殊詐欺と疑われる番号からの着信を自動的に切断する機能
- ◆ 事前に登録している電話番号から着信に対する注意を促す機能



※一部補助対象外の機器もありますので、購入の際は機能をご確認ください



必要書類・申請方法

機器購入前に必ず申請をお願いします

(必要書類)

- ① 購入する機器の見積書・カタログ（コピー）
- ② 坂町防犯機能付電話購入補助金交付申請書[様式第1号]
- ③ 誓約書兼同意書[様式第2号]

(手続き方法)

- ◆ 上記の①～③を申請窓口へ提出して下さい
- ◆ 坂町から「交付決定通知書」が届いたら、機器の購入して下さい

※申請前に購入した機器については、補助金は受けられません

※交付決定後、購入機種・金額の変更が生じた場合、変更承認申請書の提出が必要です



機器設置後必要書類・手続き

機器購入・設置終了後、必ず手続きをお願いします

(必要書類)

- ① 坂町防犯機能付電話機等購入補助金実績報告書兼請求書[様式第6号]
- ② 購入機器の領収書（コピー）
- ③ 振込先口座番号のわかるもの（コピー）

(手続き方法)

上記①～③を申請窓口へ提出して下さい

申請窓口・問い合わせ先

〒731-4393 安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1番1号 坂町役場 産業建設課
電話 082-820-1536（平日：午前8時30分～午後5時30分）